

アレルギーを含む食品（卵）に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年4月21日～令和3年5月20日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

	意見・情報※	アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの回答
1	卵だけでなく、同様に表示義務があり、かつ健康影響の大きい小麦（グルテン）、乳（カゼイン）についても同様の情報収集&検証を進めるべきです。	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。</p> <p>今回のアレルギーを含む食品に関する評価では、特定原材料のうち、国内における患者数が多く、科学的知見が豊富な「卵」を評価の対象としました。しかしながら、その「卵」においても、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかになりました。そのため、卵以外の品目についても、現段階では精緻な食品健康影響評価をするための科学的知見が十分ではないと考えられました。</p> <p>卵以外の品目については、これまでに食品安全確保総合調査等で収集した情報を取りまとめて公表することを予定しています。</p> <p>なお、今後も、科学的知見の集積に努め、食品健康影響評価を行うために必要な新たな科学的知見が得られた場合には、食品健康影響評価実施の必要性について検討いたします。</p>

※頂いた意見・情報をそのまま掲載しています。